

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍(戸籍の附票含む)	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民局総務部住民情報担当(住民情報グループ)、市民局総務部住民情報担当(住民情報サービスグループ)、北区役所戸籍登録課(戸籍グループ)、都島区役所窓口サービス課(住民情報グループ)、福島区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、此花区役所窓口サービス課(住民情報グループ)、中央区役所窓口サービス課(住民登録・戸籍グループ)、西区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、港区役所窓口サービス課(住民情報グループ)、大正区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、天王寺区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、浪速区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、西淀川区役所窓口サービス課(住民情報グループ)、淀川区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、東淀川区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、東成区役所窓口サービス課、生野区役所窓口サービス課、旭区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、城東区役所窓口サービス課(住民情報グループ)、鶴見区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、阿倍野区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、住之江区役所窓口サービス課(戸籍グループ)、住吉区役所住民情報課(戸籍グループ)、東住吉区役所窓口サービス課(住民情報グループ)、平野区役所住民情報課(戸籍グループ)、西成区役所窓口サービス課(戸籍グループ)	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍関係等の公証のため	
記録項目	1 本籍・筆頭者の氏名、2 氏名、3 生年月日、4 実父母の氏名及び実父母との続柄ほか戸籍法等に規定のとおり	
記録範囲	本市に本籍を定める者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、他市区町村からの通知、裁判所からの記載囑託 など	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第113条等により、訂正等を受け付ける。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備 考	-